

区と自主防災組織が締結する要援護者情報の提供に関する協定

泉区(以下、「区」という。)と緑園六丁目自治会(以下、「自主防災組織」という。)とは、横浜市震災対策条例(以下、「条例」という。)第12条第2項から第4項の規定による災害時要援護者(以下、「要援護者」という。)の個人情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区が自主防災組織に要援護者の個人情報を提供するにあたり、条例施行規則第7条に規定する必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織における組織決定)

第2条 自主防災組織は、自らが構成する地域内の要援護者を災害時に支援するため、条例第12条第1項に規定する平素から支え合いの取組(以下、「取組」という。)を行うことを、あらかじめ組織決定しているものとする。

(取組を行う区域)

第3条 自主防災組織の取組の対象とする地域の範囲は、別表に示す区域とする。また、区域に変更が生じたときには、「届出事項変更届(第2号様式)」により速やかに区長に届け出るものとする。

(提供する個人情報の内容)

第4条 区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第4条に定める要援護者のうち、別表の区域内に居住する者の個人情報とする。ただし、自主防災組織に対する個人情報を提供することについて本人(本人の意思表示が困難な場合には、その家族等。)が拒否をした場合は、この限りでない。

2 区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第5条に定める項目とする。

(個人情報の提供)

第5条 区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第8条の規定により、紙に印字された文書の形式で提供する。

2 区は、この協定が締結されている間、年1回、自主防災組織に対して情報を提供する。なお、2回目以降の提供については、前回提供した名簿(情報)を区に返却し、新しい名簿(情報)を提供するものとする。

(個人情報の利用及び閲覧の制限)

第6条 自主防災組織は、区から提供された個人情報を、取組以外の目的に利用してはならない。また、区の許可を得ずに、これを複写もしくは第三者に提供してはならない。

- 2 自主防災組織は、条例施行規則第7条第2項の規定より、区から提供された個人情報管理する者(以下、「情報管理者」という。)及び個人情報を取り扱う者(以下、「情報取扱者」という。)を、「個人情報の取扱方法に関する届(第1号様式)」により区長に届け出なければならない。また、情報管理者、情報取扱者に変更が生じたときには、速やかに「届出事項変更届(第2号様式)」により区長に届け出なければならない。

(情報管理者及び情報取扱者の秘密保持義務及び研修の実施)

- 第7条 情報管理者及び情報取扱者には、災害対策基本法第49条の13に規定する秘密保持義務が生じ、正当な理由がなく、取組を行う中で要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても同様とする。
- 2 情報管理者は、条例施行規則第9条に定める研修について、初めて情報管理者になる際には、区主催の「個人情報の保護と活用に関する研修」を受講しなければならない。また、情報取扱者全員に対し、区の協力を得て研修を実施するとともに、次年度以降も年1回以上の研修を実施しなければならない。
- 3 情報管理者は、前第2項の研修を実施したときは、研修受講報告書を区長に提出しなければならない。

(個人情報の保管方法の届出及び返却)

- 第8条 自主防災組織は、区から提供された個人情報の保管について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 自主防災組織は、区から個人情報の提供を受ける以前に、保管方法等について別に定め、「個人情報の取扱方法に関する届(第1号様式)」により区長に届け出るものとする。また、届出内容に変更が生じたときには、「届出事項変更届(第2号様式)」により速やかに区長に届け出るものとする。
- 3 個人情報の漏えい等を防止するため、自主防災組織は、区から提供された文書の内容を、原則としてパーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。ただし、自主防災組織において情報更新や検索等の必要がある場合には、あらかじめ区と協議する。
- 4 自主防災組織は、区から提供された個人情報について、取組の進行状況により、保持の必要がなくなったときには、速やかに区に対し提供された情報を返却するものとする。
- 5 自主防災組織は、区から、個人情報の保管状況について確認したい旨の通知があった場合には、これに協力しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第9条 自主防災組織は、条例施行規則第10条の規定により、区から提供された個人情報について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんが生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに区長に報告し、指示に従うものとする。

(協定を解除する事由その他)

第 10 条 区は、自主防災組織に提供した個人情報について、明らかに自主防災組織の責に帰すべき理由による漏えい等があったときには、この協定を解除することができる。

2 その他、この協定に定めのないこと、あるいは協定内容に疑義等が生じた場合には、自主防災組織と区が協議して定める。

令和元年 12 月 27 日

横浜市泉区緑園六丁目 7-2

緑園六丁目自治会副会長 江 尻 哲 二



横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号

横浜市泉区長 額 田 樹 子



(別表)

自主防災組織が、取組の対象とする地域の範囲は、次の区域とする。

横浜市泉区

緑園六丁目 1 番地から 53 番地まで